平成２３年（フ）第７４号
新潟市中央区四ッ屋町１丁目2993番地54
債務者　土谷　幸生
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９４号
新潟市西蒲区岩室温泉730番地１
債務者　有川　俊子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９７号
新潟市西区寺尾西４丁目８番８号
債務者　小林　利子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１１号
新潟市東区山木戸１丁目７番13号　コーポ東新２Ｆ８号
債務者　横山　敏美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９号
新潟県新発田市豊町３丁目13番22号
債務者　渡邉　可悦
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第２２１号
京都市右京区嵯峨新宮町20番地95
債務者　柴田　治郎
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
京都市右京区嵯峨新宮町20番地95
債務者　柴田美津代
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７２号
奈良県大和郡山市西田中町241番地２
債務者　福岡　幸一
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１４号
香川県高松市円座町151番地５
債務者　石井　正志
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第７９号
香川県高松市香川町寺井524番地３リベラＭⅡ203号室
債務者　中本　康一
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第８８号
香川県さぬき市志度4150番地　県営住宅志度団地４棟204号室
債務者　松尾　浩志
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１２２号
鹿児島県鹿児島市柳町４番２―51号
債務者　永田ナリ子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２１号
秋田県大館市東台７丁目３番98―１号
債務者　宮西　裕千
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第２２号
秋田県鹿角郡小坂町荒谷字上ノ平41番地２北つつじ平３号―２、前住所秋田県鹿角市十和田毛馬内字押出81番地１　ロイヤルマンションみなみ302
債務者　斉藤　　望
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１７６号
香川県仲多度郡多度津町西港町５―１　マール多度津Ｄ―103、住民票上の住所高松市多肥上町2244番地１
債務者　蓮井　祥秀
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１７号
香川県丸亀市飯野町東二甲1777番地５
債務者　檀野タマヱ
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１４１号
福岡県大牟田市南船津町２丁目１番地２江崎方
債務者　町筋　末男
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
福岡地方裁判所大牟田支部